第

 $4\ 4\ 1\ 2$

무

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 1月 31日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 平成24年税制改正(固定資産税)

Q:今年度の税制改正では、固定資産税の 取扱いが変わるようですが、どのようになる のですか?

A:次のようになります。

【解説】

平成24年の税制改正大綱で盛り込まれている固定資産税の改正は、次のような内容です。 平成24年度から平成26年度までの土地の固 定資産税の負担調整措置が、次のようになり ます。

①商業地等

負担水準による特例措置が継続されます。

②住宅用地

イ)前年度の課税標準額が当該年度の評価額に住宅用地特例割合を乗じて得た額(本則課税標準額)以下の住宅用地については、前年度の課税標準額に、本則課税標準額の5%を加えた額が課税標準になります。ただし、その額が、本則課税標準額を上回る場合は本則課税標準額、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とされます。ロ)経過措置

平成24年度及び平成25年度は次の措置が講じられます。

- ・負担水準が90%以上の住宅用地は据置き
- ・負担水準が90%未満の住宅用地は、前年度の課税標準額に本則課税標準額の5%を加えた額が課税標準となります。ただし、その額が本則課税標準額の90%を上回る場合は90%相当額、20%を下回る場合は20%相当額となります。







